

東北電力株式会社  
女川原子力発電所  
平成29年度(第2回)保安検査報告書

平成29年11月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要 .....	1
3. 保安検査内容 .....	2
4. 保安検査結果 .....	2
(1) 総合評価 .....	2
(2) 検査結果 .....	6
(3) 違反事項 .....	13
5. 特記事項 .....	13

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年8月28日 (月)

至 平成29年9月 8日 (金)

### (2) 保安検査実施者

女川原子力規制事務所

藤波 章

田上 博志

野田 正徳

前澤 直人

佐々木正克

大江 勇人

原子力規制部実用炉監視部門

米倉 英晃

## 2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	52.4	昭和59年6月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)
2号機	82.5	平成7年7月	運転期間 — 停止期間 (平成22年11月6日～) 施設定期検査期間 (平成22年11月6日～)
3号機	82.5	平成14年1月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～)  施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)

### 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目において、立入り、物件検査及び関係者への質問により保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

#### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ①緊急時の措置に係る実施状況
- ②保守管理の実施状況
- ③放射性廃棄物の管理の実施状況(液体廃棄物及び気体廃棄物)
- ④燃料管理の実施状況
- ⑤保全区域及び周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)

#### (2) 追加検査項目

なし

### 4. 保安検査結果

#### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「緊急時の措置に係る実施状況」「保守管理の実施状況」「放射性廃棄物の管理の実施状況(液体廃棄物及び気体廃棄物)」「燃料管理の実施状況」及び「保全区域及び周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「緊急時の措置に係る実施状況」では、保安規定第111条に定める原子力防災資機材等(以下「資機材等」という。)について「原子力QMS原子力災害対策実施要領」に基づき配備され、各課長がそれぞれ定める保守点検に係る計画書及び報告書により適切に管理されていることを確認した。

保安規定第17条2に定める、電源機能等喪失時の体制については、QMS文書等により要員の配置、訓練及び資機材の配備に係る保全活動が適切に実施されていることを確認した。また、緊急時における資機材等の運転操作に関するマニュアルについては、QMS文書等に基づき一連のプロセスを経て改正されていることを確認した。

防災資機材の現場確認において、2号機原子炉建屋等に配備されている資機材等は緊急時に使用可能な状態で保管されていることを確認した。

防災訓練については、訓練計画表により予実績管理を行い、緊急時に対応する要員に対する訓練が計画的に実施されていること及び総合防災訓練で抽出された課題の改善策がその後の訓練に反映されていることを報告書等により確認した。

「保守管理の実施状況」については、特別な保全計画の長期保管対策をプラント停止中に機能要求のない系統・機器に対する保管対策と、停止中においても安全管理上重要な系統・機器に対する安全維持点検に分けて実施していることを確認した。また、各号機の系統・

機器に対して定めた保管管理方法が、プラントの状態変化や不適合事象の是正・予防処置の反映等により、適時見直しが行われていることを確認した。

安全維持点検については、女川1号機の安全維持点検(3回目)が平成28年8月1日から平成29年4月27日まで実施されていることから、当該点検工事の中から5件の工事件名を抽出して、計画、調達、施工管理、結果の確認・評価の一連のプロセスについて確認した。

保全の有効性評価については、1号機の上記点検工事の竣工を機会として実施されていること、評価の結果から現状の保全が有効であると判断していることを確認した。

「放射性廃棄物の管理の実施状況（液体廃棄物及び気体廃棄物）」においては、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理について、放出量と放出時の測定結果に着目し「原子力QMS 放射性廃棄物管理要領」等に基づき、適切に管理が行われていることを記録により確認した。放射性液体廃棄物の放出にあたっては、周辺漁業などへの影響を考慮し、放出量を低減させる基本方針を掲げ、洗濯廃液のみを放出する運用を実施して廃液の発生量の抑制対策も行っていることを確認した。また、放射性気体廃棄物の管理については、「放射性気体廃棄物管理手順書」等に基づき、放射性物質濃度の測定を実施し3か月平均濃度が超えていないことを記録により確認した。

「燃料管理の実施状況」については、プラントが長期停止していることから燃料管理のうち、新燃料及び使用済燃料の貯蔵について、「原子力QMS 燃料管理要領」等に基づき業務計画を作成して、適切に管理していることを記録等により確認した。

地震後に実施した燃料体健全性確認工事において、2号機で異物の観点から画像確認が必要となった18体の燃料については、チャンネル脱着機近傍のラックに貯蔵していることを記録により確認した。現場確認では、3号機使用済燃料プールに保管されている新燃料、使用済燃料、破損燃料について「燃料配置図」と相違がないことを目視により確認した。

「保全区域及び周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」については、保安規定第98条保全区域及び第99条周辺監視区域に基づき「女川原子力発電所保全区域および周辺監視区域管理要領書」を定めて管理している状況について確認した。

保全区域及び周辺監視区域では、標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限している。新規制基準適合に向けた工事が実施されており、車両等の通行量も多いため、立ち入り制限をするために設けられている周辺監視区域の柵や標識が適切に維持管理されていることを確認した。また、保全区域における表示による区別が確実に実施されて入域管理が適切に行われていることを現場確認及び要領書、巡視日誌により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転処理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。また、定例試験(2号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)に立会い、定められた手順に従って問題なく実施されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断した。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査結果

#### ① 緊急時の措置に係る実施状況

保安規定第111条に定める原子力防災資機材の整備状況を確認するとともに資機材が適切に管理されているか、また、緊急時における機材等の運転操作に関するマニュアルの作成、制定及び改定が確実に実施され、防災訓練等が適切に実施されているかについて、第17条の2に定める「電源機能等喪失時における体制の整備」と合わせて確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、保安規定第111条に基づき各課長が定め所長の承認を得ることになっている原子力防災資機材等(以下「資機材等」という。)については「原子力防災資機材等管理表」により、資機材等を各課長が資機材等の名称、数量、設置場所及び点検頻度を定め適切に管理していることを現場により確認した。各課長は、所管する資機材等を変更する必要がある場合には、所定の手続きを経て「女川原子力発電所原子炉施設保安運営委員会」(以下「保安運営委員会」という。)審議のうえ原子力防災管理者である所長の承認を得て改正されていることを「略式決定書(「原子力災害対策実施手順書」の改正について)」等により確認した。

資機材等の点検については、各課長が「原子力防災資機材等管理表」に基づき実施し、常に使用可能な状態に整備するとともに資機材等に不具合が認められた場合、修理等の必要な措置が講じられていることを、各課長が定める保守点検に係る業務実施計画書、報告書等により確認した。

保安規定第17条2に基づく、電源機能等喪失時の体制の整備については「女川原子力発電所電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応要領書」により要員の配置、訓練及び電源車、ポンプ、消火ホース等の必要な資機材の配備に係る保全活動が実施されていることを確認した。また、これらの保全活動について定期的に評価を行い、結果に基づき措置が講じられていることを保安運営委員会議事録及び新規制基準対応WG議事録により確認した。

緊急時における資機材等の運転操作に関するマニュアルについては、文書の改正が必要な場合は、保安運営委員会の審議を経て所長承認を得たのちに必要な改正手続きを行っていること、軽微な改正内容の場合は、文書管理責任者の承認により改正が行われていることを「文書管理・記録管理運用要領書」及び「略式決定書」により確認した。

「電源機能等喪失時における所要資機材一覧」に示す資機材については、2号機原子炉建屋に配備されている非常送水用屋内消火系の消防用ホース、PCV耐圧強化バント弁現場作用資機材等が所定の配備場所に所要の数量が配備され、緊急時に使用可能な状態で保管されていることを現場により確認した。

総合防災訓練については「平成28年度原子力防災訓練実施結果報告書」から、

訓練目的、達成目標を定めて、訓練から抽出された課題の改善を検討し、次年度の訓練に反映されていることを確認した。

また、個別に行う訓練については「緊急時対応訓練計画表」により各グループが行う訓練の予実績管理を行い、防災資機材等を使用した訓練が計画的に実施されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

## ②保守管理の実施状況

発電所において実施されている特別な保全計画に基づく保安活動のうち、地震後の設備健全性確認を除いたプラントの長期保管対策について、計画の策定及び実施の状況を確認することとし、検査を実施した。

検査の結果「保守管理の実施状況」については、特別な保全計画を策定する方法、基本的な考え方について「原子力QMS 保守業務運用要領」「保守業務実施要領書」及び「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」(以下「実施計画書」という。)に定められていることを確認した。特別な保全計画の長期保管対策は、プラント停止中に機能要求のない系統・機器に対して実施する保管対策と、停止中においても安全管理上重要な系統・機器に対して実施する安全維持点検に分けられ、実施計画書には点検対象の系統・機器の抽出フローや点検周期の考え方が記載されていることを確認した。

上記の考え方に基づいて、各号機の系統・機器の具体的な保管管理方法が定められており、プラントの状態変化や不適合事象の是正・予防処置の反映等により、適時見直しが行われていることを「女川原子力発電所1・2・3号機 地震に伴う停止期間中の系統保管方法について(rev. 11)」により確認した。

安全維持点検については、女川1号機の安全維持点検(3回目)が平成28年8月1日から平成29年4月27日まで実施されていることから、当該点検工事の中から5件の工事件名を抽出して、計画、調達、施工管理、結果の確認・評価の一連のプロセスについて確認した。

計画については、安全維持点検の周期、調達期間、点検準備等を考慮して、平成28年1月6日に保安運営委員会の審議・了承を受けていることを「略式決定書 女川原子力発電所1号機安全維持点検(3回目)の実施計画について」により確認した。同実施計画では、点検を実施する系統の選定にあたって、全燃料取出しに伴う機能要求の変更等が反映されていること、保全の有効性評価に基づいて追加した点検が計画されていること等を確認した。また、各担当グループは、点検対象となった機器について、点検項目、点検周期、点検内容等を定めた「点検計画予実績表」を作成していることを確認した。

調達管理については、電気工事と機械工事に分けて工事仕様書を作成して、請負付託請求を行っており、工事仕様書では対象機器の工事項目ごとに重要度分類と品質管理区分を定めて調達要求事項としていること等を確認した。

工事の施工管理については、抽出した5件の工事件名の工事要領書により調達要求事項が反映されていること、各点検項目の具体的な評価方法・管理基準が定められていることを確認した。また、工事報告書により品質管理区分に応じた立会い、記録確認、部位の状態評価等が確実にに行われていることを確認した。点検工事中に発生した不適合事象に対しては、不適合管理が適切に実施されていることを3件の不適合事象に対する「詳細票(不適合処置)」により確認した。

保全の有効性評価については、1号機の安全維持点検(3回目)の竣工を機会として「保全の有効性評価実施要領書」に基づいて実施されていることを「保全の有効性評価(女川1号機 第20保全サイクル 安全維持点検(3回目)後)結果の概要」により確認した。評価の結果は、18302件の入力情報に対して改善を要するもの78件、改善の要否を検討中のもの12件であり、現状の保全が有効であると判断していることを確認した。また、改善を図った事例として、純水移送ポンプの保全方式が「状態監視」から「状態基準保全(CBM)」に見直されたことを「保全の有効性評価 詳細評価表」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

### ③放射性廃棄物の管理の実施状況(液体廃棄物及び気体廃棄物)

発電所で行われている放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理について、業務計画に基づき適切に実施されていることを要領、記録等により確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、放射性液体廃棄物の管理について、環境・化学課長は「放射性液体廃棄物管理手順書」に基づき、放出前の廃液の放射性物質濃度及びトリチウムを測定し、排水中の3か月平均濃度が法令の濃度限度を超えないように、放射性物質濃度の測定結果から計算した希釈水流量及び放出流量を算出し、その結果を「放射性液体廃棄物放出記録」の放出条件に記載し発電課長に通知していることを記録等により確認した。

平成28年度の放射性液体廃棄物の測定実績は、放出前に廃液の放射性物質濃度の測定を6回実施しており、3ヶ月平均値を放出の都度「放射性液体廃棄物放出記録」により確認するとともに「放射性液体廃棄物放出管理日報」の月累計及び「放射性液体廃棄物放出管理月報」の3か月平均濃度により、濃度限度を超えていないことを記録により確認した。また、トリチウムの試料については4回実施していることを記録等により確認した。

平成28年度の放射性液体廃棄物の放出実績は、1～3号機で洗濯廃液のみであり、その総量は91.3m<sup>3</sup>で、廃液中の放射性物質濃度はトリチウムを除き全て検出限界値未満であり、放出管理目標値以内であることを、トリチウムの放出量は3.0×10<sup>9</sup>Bq/年度であり放出管理の基準値以内であることを「放射性液体廃棄物放出記録(1、2号機)」「放射性液体廃棄物放出記録(3号機)」「トリチウム測定記録」「放射性液体廃棄物管理月報」の記録により確認した。



放射性気体廃棄物の管理について、環境・化学課長は「放射性気体廃棄物管理手順書」に基づき、放射性物質濃度の測定を実施し「放射性気体廃棄物管理日報」及び「放射性気体廃棄物管理月報」より平均濃度を算出し、3か月平均濃度が超えていないことを確認した後、その結果を発電課長に通知していることを記録等により確認した。

平成28年度気体廃棄物の放出実績は、希ガス、よう素131、粒子状物質全てにおいて検出限界値未満であり、トリチウムについては $1.6 \times 10^{11}$ Bq であり、希ガスの放出管理目標値 $3.8 \times 10^{15}$ Bq 及びよう素131の放出管理目標値 $1.3 \times 10^{11}$ Bq 以内であることを「放射性気体廃棄物管理日報」及び「放射性気体廃棄物管理月報」の記録により確認した。

放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物の放出管理用計測器の管理状況については、環境・化学課長は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」及び「放射線計測器管理手順書」に基づき適切に管理を実施していることを記録等により確認した。

また、放射性廃棄物管理に係る運転管理業務については、発電管理課長は「原子力QMS 調達管理要領」に基づき「女川原子力発電所廃棄物処理設備運転業務委託仕様書」において、廃棄物処理設備の運転業務に関する調達要求事項を明確にしていることを記録等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ④燃料管理の実施状況

プラントが長期停止していることから、燃料管理のうち、新燃料及び使用済燃料の貯蔵について、業務計画に基づき適切に実施されていることを要領及び記録等により確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、燃料管理のうち新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する業務は「原子力QMS 燃料管理要領」に基づき「新燃料貯蔵実施計画書」及び「新燃料及び使用済燃料貯蔵実施計画書」を作成していることを確認した。また、新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する手順については、平成27年から現在までの改正が適切に実施されていることを「新燃料の貯蔵手順書」(第24回改正)改正来歴表の記録により確認した。

貯蔵中燃料の確認については、原子燃料課長が「貯蔵中燃料の確認手順書」に基づき、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プールに貯蔵されている新燃料及び使用済燃料について1週間に1回の頻度で目視点検していることを「貯蔵中燃料の保安規定遵守状況確認結果」により確認した。

全ての燃料が原子炉から使用済燃料プールに取り出されている現在の1号機から3号機における新燃料、照射燃料及び使用済燃料の貯蔵状況については、1号機使用済燃料プールの貯蔵容量1050体に対して861体、2号機使用済燃料プールの貯蔵容量2240体に対して1895体、3号機使用済燃料プールの貯蔵容量2816体に対して1386体、1号機新燃料貯蔵庫の貯蔵容量110体に対して1体、2号機新燃料貯蔵庫の

貯蔵容量210体に対して124体、3号機新燃料貯蔵庫の貯蔵容量210体に対して4体をそれぞれラックにて貯蔵し適切に管理していることを「使用済燃料プール内在庫記録」「新燃料貯蔵庫内在庫記録」の記録及び現場により確認した。

至近の新燃料及び使用済燃料の受入れ、移動については、2号機新燃料貯蔵庫において2号機第12回取替用新燃料の受入れに伴い、新燃料120体を新燃料貯蔵庫に追加貯蔵していることを「第2号機新燃料貯蔵庫内在庫記録(2010年10月12日、2015年11月26日)」の記録により確認をした。2号機使用済燃料プールについては燃料体健全性確認工事に伴い、新燃料72体の点検を実施し、そのうち異物の特定するために画像確認が必要となった18体の燃料については、チャンネル着脱機近傍のラックへ貯蔵し、それ以外の54体は元のラックに貯蔵したことを「第2号機使用済燃料プール内在庫記録(2013年8月30日、2016年3月24日)」の記録により確認した。また、燃料体健全性確認工事後の燃料体異物除去工事では、新燃料18体、使用済燃料1体及び照射燃料1体の貯蔵位置の変更についても、適切に管理していることを「第2号機使用済燃料プール内在庫記録(2016年3月24日、2016年7月21日)」の記録により確認した。

破損燃料の管理については、環境・化学課長が「貯蔵中燃料の確認手順書」に基づき、1週間に1回の頻度で保管している3号機使用済燃料プール水の放射能濃度を測定し「使用済燃料プール水の放射能濃度測定結果」を1ヶ月に1回の頻度で原子燃料課長へ報告していること及び原子燃料課長が、その結果に有意な変動が無いことを確認していることについて記録により確認した。また、原子燃料課長は「貯蔵中燃料の確認手順書」に基づき「使用済燃料プール内在庫記録」において、破損燃料を識別し、燃料取扱設備の目のつきやすい場所に破損燃料の保管場所、燃料集合体番号、操作禁止等を掲示していることを現場及び記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ⑤保全区域及び周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)

発電所内において、新規制基準適合に向けた工事等が実施されていることから、保全区域及び周辺監視区域の管理が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果「保全区域及び周辺監視区域の管理状況」については、保安規定第98条保全区域及び第99条周辺監視区域に基づき「女川原子力発電所保全区域および周辺監視区域管理要領書」を定め、警備課長は区域境界に柵を設けることや標識を揚げることにより区別する他、立入制限等の措置について、現場確認と「女川原子力発電所保全区域図」「立入制限区域柵および周辺監視区域柵」及び「巡視点検日誌」により確認した。

周辺監視区域及び保全区域の管理については、各区域の健全性を確認するため、巡視点検を実施することを「女川原子力発電所保全区域および周辺監視区域管理要領書」に定め、毎日実施していることを「巡視点検日誌」により確認した。

また、巡視点検で不具合を発見した場合は、警備課長から土木課長に補修の依頼を行い、土木課長は「計画保修作業要領書」に基づき適切な補修を実施していることを「土木設備保守業務 指示書」及び「土木設備保守業務 作業月報」の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

## 2)追加検査結果

なし

## (3)違反事項

なし

## 5. 特記事項

なし

## 保安検査日程

月 日	号 機	8月28日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)	9月 1日(金)	9月 2日(土)	9月 3日(日)
午 前	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>○緊急時の措置に係る実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎保守管理の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎保守管理の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>●定例試験(2号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験の立会)</li> <li>◇保全区域及び周辺監視区域の管理状況</li> </ul>	●中央制御室の巡視	
午 後	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の措置に係る実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の措置に係る実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>●原子炉施設の巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保全区域及び周辺監視区域の管理状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>		
勤務 時間外	(1, 2, 3号)				●中央制御室の巡視			

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	号 機	9月 4日(月)	9月 5日(火)	9月 6日(水)	9月 7日(木)	9月 8日(金)	9月 9日(土)	9月10日(日)
午 前	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の管理の実施状況（液体廃棄物及び気体廃棄物）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の管理の実施状況（液体廃棄物及び気体廃棄物）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料管理の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室及び原子炉施設の巡視</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料管理の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取・記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>		
午 後	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の管理の実施状況（液体廃棄物及び気体廃棄物）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の管理の実施状況（液体廃棄物及び気体廃棄物）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原子炉施設の巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料管理の実施状況</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料管理の実施状況</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>			
勤務時間外	(1, 2, 3号)							

○:基本検査項目    ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目    ◇:抜き打ち検査項目    ☆:追加検査項目    ●:会議/記録確認/巡視等